

池平地区間伐業務委託に関する特記仕様書

I 適用範囲

本特記仕様書は、魚沼市が発注する池平地区間伐業務委託に関して適用するものとする。

II 業務内容

魚沼市池平地内で行う間伐（不要木、不良木の伐採及び本数調整の伐採）

III 共通的事項

1 施工方法

設計図書及び新潟県林業土木工事標準仕様書及び本特記仕様書により行う。

2 受託者の負担

次の費用は、受託者の負担とする。

- (1) 作業上既設林内歩道の刈払い等を行う費用
- (2) 林地、林木及び作業員等に対する危険防止費用
- (3) 作業不适当のための手直し費用
- (4) 検査及び監督に立会うための費用

3 施工管理計画

- (1) 受託者は、受注後速やかに業務委託の実施に要する手順、工法等についての施工計画書を提出しなければならない。また、受託者は、施工計画書を遵守しなければならない。この場合受託者は、施工計画書に次の事項を記載するものとする。

ア 業務概要

イ 工程表

ウ 現場組織表

エ 安全管理

オ 施工管理

- (2) 受託者は、施工管理を行い写真等により記録するとともに関係書類を直ちに作成し保管するものとする。また、魚沼市の請求があった場合は、直ちに提示するとともに検査時に提出しなければならない。なお、施工管理基準が定められていないものについては、魚沼市に協議を行うものとする。

IV その他

本特記仕様書に記載のない事項については、双方協議の上決定する。